

公募型プロポーザル手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和2年4月6日

世田谷区

1 事業の概要

(1) 件名

(仮称) 世田谷区豪雨対策行動計画（令和4年度～令和7年度）策定に関する検討業務委託

(2) 目的

世田谷区では、近年頻発している局所的な集中豪雨から生命と財産を守り、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」を目指して、平成21年10月に「世田谷区豪雨対策基本方針」を策定した。また、この基本方針に基づいて、令和3年度までに実施すべき具体の行動をとりまとめた「世田谷区豪雨対策行動計画」（平成30年度～平成33年度）を平成30年6月に策定し、事業を推進している状況である。

現行動計画が令和3年度で最終年度を迎えることから、次期計画の策定に向けて検討を始めなければならない。本業務はこれまでの取り組みを整理・分析・評価、今後の豪雨対策の新たな方策を検討し、必要に応じ修正することを目的とする。

(3) 業務内容（案）

①4つの柱に対する行動計画の進捗整理・取りまとめ

- ・河川・下水道の整備状況
- ・流域対策の実施状況
- ・家づくり・まちづくり対策の実施状況
- ・避難方策の実施状況

②モデル地区に対する行動計画の進捗整理・取りまとめ

③現行計画での課題の抽出及び実現化方策の検討

- ・現行行動計画の評価
- ・課題の抽出と実現化方策の検討
- ・東京都豪雨対策基本方針、各流域豪雨対策計画や多摩川緊急プロジェクト等の関連計画の把握と反映
- ・世田谷区内の流域ごとの進捗の整理と評価
- ・グリーンインフラを含む新たな流域対策の強化等の提案
- ・モデル地区の評価と見直し

④世田谷区豪雨対策行動計画の見直し

⑤庁内検討委員会及び検討委員会に先立ち開催する調整会議の資料の作成及び運営支援

⑥学識経験者からの意見聴取

⑦行動計画（素案）の作成

⑧報告書作成

(4) 履行期間

令和2年8月下旬（予定）から令和3年3月19日（金）まで

2 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更生手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (6) 世田谷区の物品買入れ等競争入札参加資格で、営業種目「土木・水系関係調査業務」、取扱品目「河川・水理計画」を有すること。

3 提案書を提出することができる者を選定する基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できたものには、プロポーザル招請通知書を送付する。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 予定技術者の技術力及び実施体制（資格要件、専門技術力、専任性、実施体制の的確性）
- (2) 予定技術者の取り組み姿勢等（専門技術力の確認、地域精通度、取り組み意欲、コミュニケーション能力）
- (3) 企画提案書（業務内容の理解度、実施方針の的確性、特定テーマに対する提案の的確性・実現性・独創性、業務実施に際しての独創性と実現性、委託予定額と作業量の整合性、工程計画の的確性）
- (4) ヒアリングでの説明内容の明確性

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1

世田谷区土木部豪雨対策・下水道整備課（世田谷区役所城山分庁舎2階）

電話：03-5432-2365 FAX：03-5432-3026

(2) 説明書の交付期間ならびに交付場所及び方法

①期 間：令和2年4月6日（月）～令和2年4月17日（金）

※土・日・祝日を除く9時から17時まで（12時から13時を除く）

②場 所：上記（1）に同じ

③方 法：希望者に無償配布する（区のホームページからダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限ならびに提出場所及び方法

①期 限：令和2年4月20日（月）17時

②場 所：

「持参の場合」

世田谷区土木部豪雨対策・下水道整備課（世田谷区役所城山分庁舎2階）窓口

住 所 〒154-0017

世田谷区世田谷4-24-1

電 話 03（5432）2365

「郵送の場合」

世田谷区土木部豪雨対策・下水道整備課

住 所 〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27

電 話 03(5432)2365

③方 法：持参又は郵送（必着・書留郵便に限る）

(4) 提案書の提出期限ならびに提出場所及び方法

①期 限：令和2年6月8日（月）17時まで

②場 所：上記（3）に同じ

③方 法：持参又は郵送（必着・書留郵便に限る）

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

5（1）に同じ

(5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無 無

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を
特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 詳細は5（2）の説明書による。